

神戸市環境保全審議会の運営について

神戸市環境保全審議会の運営に関し、神戸市環境保全審議会規則（平成9年7月神戸市規則第28号。）第7条に基づき、以下のとおり定める。

平成9年7月30日

神戸市環境保全審議会会長 住野公昭

（専門部会）

- 第1条 審議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会は、審議会から付議された事項を所掌する。
- 3 専門部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 4 専門部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長及び副部会長は、専門部会の委員の互選によって定める。
- 6 部会長は専門部会に関する事務を処理する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 専門部会が調査審議したときは、部会長は、当該調査審議の内容を審議会に報告しなければならない。
- 9 専門部会は審議会から付議された事項について決定権をもたない。
- 10 専門部会委員は、審議会から専門部会に付議された当該事項の調査審議が終了したときは、会長の指名が解かれたものとする。

（関係者の出席）

第2条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、審議会又は専門部会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。